

# 木造住宅の耐震化について

市では、地震に強いまちづくりを進めるため、木造一戸建住宅の耐震化を推進しております。

阪神淡路大震災でも、昭和56年5月以前の木造住宅について、倒壊などの被害が多く報告されました。近年では平成23年3月11日に東日本大震災が発生しており、今後いつ千葉県を襲うか分からない地震に備え、早急な対策が求められています。

お住まいの耐震性に不安のある方は、耐震診断および耐震改修を実施するために市で支援を行っていますので、ぜひこの機会に活用ください。



令和5年度の木造住宅の耐震化支援制度については、裏面の概要をご覧ください。

ご不明な点などございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先  
習志野市役所 建築指導課  
TEL 047-453-9231  
担当 建築指導係

# 【令和5年度】木造住宅の耐震化支援制度(概要)

## ○木造住宅無料耐震診断 : 20棟(予定)

お手持ちの建物図面を基に、習志野市木造住宅耐震診断士が、パソコンにて行う簡易な診断です。  
(建物の劣化状況等の調査は行いません。建物図面が無い場合は、ご相談ください)

### 1. 対象住宅(次の要件すべてを満たしている住宅)

- ・市内に現存する昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅
- ・自らが所有し、居住する在来軸組構法、枠組壁工法(2×4工法)の一戸建て又は併用住宅(特殊な認定工法等は除く)
- ・地上階数が2階以下であること

## ○木造住宅耐震診断費の補助 : 10棟(予定)

習志野市木造住宅耐震診断士が現地調査並びに詳細な診断を行う場合の費用の一部を補助します。

### 1. 対象住宅

無料耐震診断と同じ要件です。

### 2. 補助額

耐震診断に要する費用の3分の2(限度額8万円)

### 3. 対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士により耐震診断を受ける人

## ○木造住宅耐震改修費の補助 : 6棟(予定)

耐震改修が必要と診断された木造住宅について、耐震改修を行う場合の工事費の一部を補助します。

### 1. 対象住宅

習志野市木造住宅耐震診断士が行った耐震診断により、耐震改修の必要があると診断された木造住宅  
(その他は無料耐震診断と同じ要件です。)

### 2. 補助額

耐震改修に要する費用のうち「工事費」の5分の4(限度額100万円)

### 3. 対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士により耐震診断を受けた人

## ○耐震改修した場合の税制優遇について

現行の耐震基準を満たすように住宅を改修した場合、申告すると固定資産税の減額(所管:資産税課)や所得税の特別控除(所管:千葉西税務署)が受けられます。申告の手続きについては、各所管までお問い合わせください。

※令和5年度の無料耐震診断の受付は、5/22(月)から受付専用電話(047-453-3967)または建築指導課窓口にて行います。

※耐震診断費・耐震改修費補助の受付は、5/22(月)から建築指導課窓口にて行います。(先着順)

※各制度の詳細及び習志野市木造住宅耐震診断士の名簿は、建築指導課窓口または市のホームページ(トップページ→市政情報→組織と業務→(都市環境部)建築指導課→木造住宅の耐震化支援)でご覧になれます。

※木造住宅耐震診断費・耐震改修費の補助を受ける際は、耐震診断及び耐震改修の各契約前にお問合わせください。